

大阪市住宅供給公社における工事請負入札（事後審査型制限付一般競争入札）参加の取扱いについて  
(平成 29 年 4 月 1 日以降)

平成 29 年 4 月 1 日以降に大阪市住宅供給公社が入札を執行する建築工事（A 建築工事）、建築工事（C 解体工事）、電気工事、電気通信工事、給排水衛生冷暖房工事請負契約への入札（事後審査型制限付一般競争入札）参加は、次のとおり取り扱うものとします。

1 入札参加種目について

大阪市住宅供給公社における当該工事請負入札に参加しようとする者は、大阪市契約管財局での入札参加希望種目申請（以下「希望種目申請」という。）によって承認された期間及び種目によるものとします。

2 地域要件及び受注可能本数等について

別表 1 のとおり

4 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に発注される入札について適用します。

5 その他

- (1) 受注可能本数は、大阪市住宅供給公社において入札する案件以外は含みません。
- (2) 「建築工事（C 解体工事）」、「電気通信工事」を除く格付け種目工事以外の工事における入札参加条件については、必要に応じ別途種目毎に設定します。
- (3) この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとします。

## 別表1

## 平成29年度 建築工事（A建築工事） 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

大阪市の登録種目	020 建築一式工事
大阪市の工事種目	02A 建築工事
建設業法上の建設工事の種類	建築一式工事
建設業許可の業種	建築工事業

物件等級	経営事項審査 の 総合評定値 (P点)	予定価格 (税込)	地域要件			受注可能本数			備考
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
C	650点～ 799点	1.5億円未満 3.5千万円以上	南北 ※1	入札参加不可		2本	受注不可		
D	650点未満	3.5千万円未満							

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）が650点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3.5千万円（税込）以上9千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 予定価格9千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数分を減ずる。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 別表1

## 平成29年度 建築工事（C解体工事） 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

大阪市の登録種目	050 とび・土工・コンクリート工事 または290 解体工事
大阪市の工事種目	02C 解体工事
建設業法上の建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事または 解体工事
建設業許可の業種	とび・土工工事業または解体工事業

地域要件			受注可能本数			備考
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
工事場所に かかわらず 入札参加可	入札参加不可		2本		受注不可	

- 予定価格8千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- 建設業許可の業種における、とび・土工工事業の者は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項に規定する経過措置の適用を受ける者であることを要件とする。
- 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当工事種目において請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数分を減ずる。
- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 別表1

## 平成29年度 電気工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 電気工事

大阪市の登録種目	080 電気工事
大阪市の工事種目	04 電気工事
建設業法上の建設工事の種類	電気工事
建設業許可の業種	電気工事業

物件等級	経営事項審査 の 総合評定値 (P点)	予定価格 (税込)	地域要件			受注可能本数			備考
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
C	750点未満	3千万円未満	南北 ※1	入札参加不可		2本	受注不可		

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 補装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数分を減ずる。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 平成29年度 電気通信工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 電気通信工事

大阪市の登録種目	220 電気通信工事
大阪市の工事種目	10 電気通信工事
建設業法上の建設工事の種類	電気通信工事
建設業許可の業種	電気通信工事業

地域要件			受注可能本数			備考
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
工事場所にかかわらず 入札参加可	入札参加不可		2本	1本	受注不可	

- 予定価格8千万円（税込）以上の案件に入札参加するためには、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当工事種目において請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数分を減ずる。
- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

## 別表1

## 平成29年度 給排水衛生冷暖房工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 給排水衛生冷暖房工事

大阪市の登録種目	090 管工事
大阪市の工事種目	05 給排水衛生冷暖房工事
建設業法上の建設工事の種類	管工事
建設業許可の業種	管工事業

物件等級	経営事項審査 の 総合評定値 (P点)	予定価格 (税込)	地域要件			受注可能本数			備考
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者	
C	700点未満	3千万円未満	南北 ※2	入札参加不可		2本	受注不可		

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 補装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事）において、請負工事成績評定を領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数からその該当本数分を減ずる。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
 【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
 【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難い場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

※1 南北（区）建築工事、電気工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野

※2 南北（区）給排水衛生冷暖房工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野